

●地域包括支援センター「保健師に準ずる者」の資格要件について

地域包括支援センターは、「包括的支援事業を適切に実施するため、原則として①保健師②社会福祉士③主任介護支援専門員を置くこととする」と定められていますが、三職種の確保が困難である等の事情がある場合に対応するため「これらに準ずる者」として、それぞれの要件が定められています。

その中で、「保健師に準ずる者」の要件が、平成30年の介護保険制度改正により以下の通り変更されました。

【保健師に準ずる者の要件】

改正前	改正後
保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。	保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、平成31年度より、上記に加え、 <u>高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有するものとする。</u>

注： 「経験のある」とは、「地域ケア、地域保健等の経験の趣旨であり、病棟経験や急性期医療の経験の趣旨ではない」（地域包括支援センターに関するQ&A3-1）

なお、市町村は、社会福祉士、主任介護支援専門員に準ずる者については、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を進めることも規定

「高齢者に関する公衆衛生業務経験」が具体的に何を指すのかは示されておらず、国では、本要件の具体的な取扱いについては、「各市町村の地域包括支援センター運営協議会で協議し、確認する」との方針を示しています（京都府を通じて確認済み）。

したがって、本市では当該要件について下記のとおり取り扱いたいと考えます。

【南丹市での取扱い】（案）

1. 公衆衛生業務とは、地域ケア（在宅ケア）、地域保健（健康づくり・介護予防事業）等に関わる業務と考える。
2. 地域ケアに関する業務として訪問看護や通所介護等の経験も含めるが、その場合は地域保健業務の従事経験があるほうが望ましい。

以上のことから、本市が認める「保健師に準ずる者」とは『包括支援センター業務の中で求められる、総合相談支援、権利擁護、介護予防ケアマネジメントに対応でき、地域ケア、地域保健等の知識・経験のある看護師』とする。